

あなたの 国民年金

パート⑨

ねんきんなんちゃん



4月から年金制度が 変わりました

年金制度改正のポイント

主な変更点は次のとおりです

■ 国民年金保険料が、月額13,580円になりました

保険料は、平成29年度まで毎年280円（月額）引き上げられます。

■ 口座振替がさらにお得になりました

月々の口座振替に「早割制度」ができました。現在、口座振替を利用している方も早割制度に変更すると割引額がアップします。

口座振替の申し込みや早割制度への変更は、ご利用の金融機関で手続きしてください。

■ 若年者（20歳代）納付猶予制度ができました

満29歳までの方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

■ 第3号被保険者の「届出もれ」が改正されました

第3号被保険者（厚生年金等の加入者の被扶養配偶者）の届出が遅れても、特例の届出をすることにより、さかのぼって「納付済期間」とすることになりました。

■ 特別障害給付金制度ができました

対象者は、

- ①昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者
- ②平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生であって、任意加入していなかつた期間中に生じた病気が、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害にある方です。
給付金の受付は町（住民課国保年金班）、認定事務は国（社会保険事務所）で行います。

問合せ

千葉社会保険事務局佐原事務所

住民課国保年金班

☎0478⑤1661

☎841212